平成２６年（フ）第２６号
静岡県島田市伊太2151番地の２
破産者　萩原　　厚
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８７号
静岡市駿河区高松２丁目８番１―101号
破産者　判野　　磨
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８６号
北九州市小倉北区高峰町14番34―205号
破産者　和田　貴彰
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４０１号
北九州市戸畑区三六町２番13―105号
破産者　木村桂子こと　丁　　次順
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１１号
北九州市小倉北区金鶏町８番23―306号
破産者　篠原　美子（旧姓野中）
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５７号
佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙2586番地２
破産者　原　　伸之
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１１８８号
札幌市北区北17条西５丁目１番35―501号、開始決定時の住所北海道古平郡古平町大字丸山町16番地
破産者　本間　淳一
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８９号
札幌市北区北17条西５丁目１番35―501号、開始決定時の住所北海道古平郡古平町大字丸山町16番地
破産者　本間　昌子
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７２号
北海道石狩市樽川９条２丁目51番地
破産者　西村　真也
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１号
岩手県盛岡市永井22地割３番地13　吉武荘303号、開始決定時の住所青森県八戸市長苗代２丁目３番２号
破産者　大西　　強
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
青森県八戸市大字鮫町字住吉町32番地、前住所青森県八戸市大字鮫町字大開15番地８
破産者　島守　晃利
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
青森県八戸市大字鮫町字住吉町32番地、前住所青森県八戸市大字鮫町字大開15番地８
破産者　島守　香織
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第４５０号
仙台市宮城野区銀杏町13番３―305号、従前の住所仙台市宮城野区宮城野３丁目５―２―103
破産者　仁藤　浩司
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
富山県射水市土合1458番地５
破産者　米倉　慎也
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３４号
富山県射水市土合1458番地５
破産者　米倉　　梢
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第５８号
富山県小矢部市水牧290番地、前住所千葉県佐倉市上志津原334番地182
破産者　遠藤　淳一
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第６０号
富山県南砺市上津５番地
破産者　高田　信吾
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１７５１号
名古屋市天白区一本松２丁目511番地　三田荘102号
破産者　小野佐太雄
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１５１号
名古屋市天白区大坪２丁目401番地　八事病院アパート402号
破産者　度會　崇明
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部